

## リスク管理



企業がメンタルヘルス対策として具体的に取り組むべきことは、厚生労働省が2006年3月31日に「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(基発第033310001号)として発表されている。

この指針では、職場の取り組みとして四つのケ

アを提唱している。  
①セルフケア||労働者自身のケア。ストレスに気づき、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実践する。  
②ラインによるケア||

上司(管理監督者)のケア。上司は、部下である労働者の状況を日常的に把握しており、また職場における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図ることができる立場にあることから、労働者の変化への気づき、職場状況の把握と改善および労働者からの相談対応を行うことである。

③事業場内産業保健ス

タッフ等によるケア||産業医、衛生管理者、保健

師、心の健康づくり専門

スタッフおよび人事労務

管理スタッフのケア。これら

のメンバーはセルフケアおよびラインによる

### メンタルヘルス対策②

企業がメンタルヘルス対策として具体的に取り組むべきことは、厚生労働省が2006年3月31

日に「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(基発第033310001号)として発表さ

れていた。

この指針では、職場の

取り組みとして四つのケ

アを提唱している。

①セルフケア||労働者

自身のケア。ストレスに

気づき、これに対処する

ための知識、方法を身に

つけ、それを実践する

ことである。

②ラインによるケア||

上司(管理監督者)のケ

ア。上司は、部下である

労働者の状況を日常的に

把握しており、また職場

における具体的なストレ

ス要因を把握し、その改

善を図ることができ立

場にあることから、労働

者の変化への気づき、職

場状況の把握と改善およ

び労働者からの相談対応

を行うことである。

③事業場内産業保健ス

タッフ等によるケア||産

業医、衛生管理者、保健

師、心の健康づくり専門

スタッフおよび人事労務

管理スタッフのケア。これら

のメンバーはセルフケアおよびラインによる

ケアが効率的に実施され

るよう、労働者および管理監督者に対する支援を行つとともに、メンタルヘルスケアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスケアに関する個人情報の取り扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口になる」と等、職場のメンタルヘルスケアの中心的な役割を果たすものである。

④事業場外資源によるケア||外部専門家のケア。職場のメンタルヘルスケアを実施していくには、外部の専門家の支援を活用することが有効である。

これらのケアのうち、最も重要なのはラインによるケアである。部下の日常を知る上司が、メンタルトラブルの予兆として現れる変化に気づいて部下を援助していくことが有効な対策となる。

カウンセラーとの面談を設定したりすることが有効な対策となる。また、家族との連携を図ることも重要である。上司がこのような配慮を行わなかつたために企業が損害賠償責任を負う裁判例がある。従業員が上司に対して医師の診断書を提出して休業を申し出たにもかかわらず、上司が休業を認めなかつたために勤務を継続した従業員が何回か自殺未遂を行つた上で自殺した事件で、判決では、上司の態度に安全配慮義務違反があつたとして、会社に損害賠償の2割の賠償責任を認めた(東京高裁・02年7月23日判決)。ケアリースクマネジメントと考えて取り組む必要がある。

## 企業の雇用リスクマネジメント

10

### 部下の変化に気づき配慮を

弁護士 木下 潤音  
第一芙蓉法律事務所